

## 青森県におけるヒラメ栽培漁業計画について

工 藤 敏 博  
(青森県漁業振興課)

### 1. はじめに

本県は、太平洋・日本海・陸奥湾・津軽海峡と周りを海で囲まれ漁場環境に恵まれており、全国でも有数の水産県となっている。

しかし、昭和50年代に入って起った二百海里問題や主要な漁獲物であるスルメイカ資源の減少等から、それまでの「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」、つまり栽培漁業へと大きく変わってきている。

この栽培漁業として本県ではこれまで、ホタテガイをはじめ、サケ・アワビなどが取り上げられてきたが、これに加えて今後は、ヒラメやサクラマスを積極的に手がけることとしている。

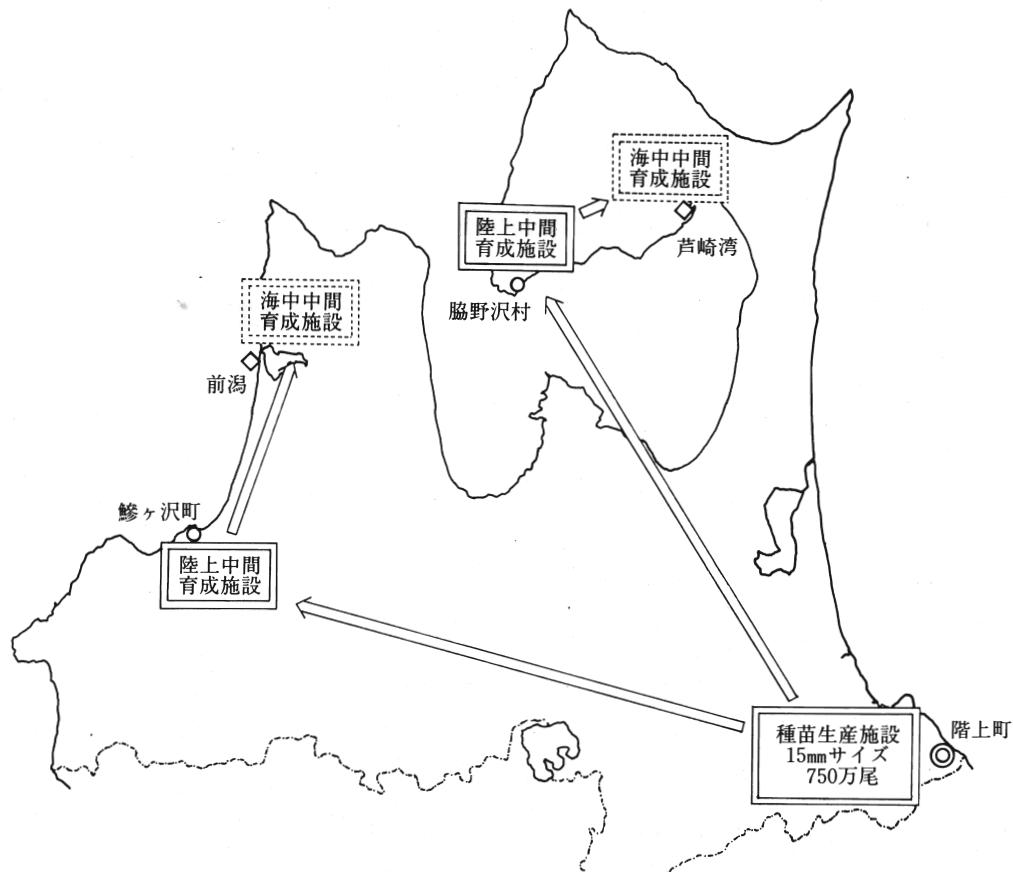


図1 ヒラメ栽培漁業計画の概要

## 2. ヒラメ栽培漁業計画策定に係る経緯

なぜ、ヒラメが栽培漁業対象種として取り上げられたかであるが、第一点として、本県のヒラメ漁獲量は昭和51年から58年までの間、最大で1,500 tと全国一であり、このことは本県沿岸域はヒラメの生息適地と判断され、最近減少している資源を種苗放流等によって回復できるものと考えられるからである。

第二点として、ヒラメは本県全域に分布し、釣・刺網・定置網など多くの漁業種類によって漁獲されており、受益漁業者の数が多いことである。

第三点として、ヒラメの価格は1 kg当たり約2,000円（県内平均単価）と他の魚に比べてかなり高く、また、活魚として出荷することによって、より高い価格を望むことができ、経済効果が極めて高いことである。

第四点として、ヒラメの種苗生産・中間育成などの技術は既に確立しており、さらに、これまでの研究調査の結果から、稚魚を放流した場合、放流場所から余り遠くに移動せず、その付近の沿岸・沖合で漁獲できることである。

このような理由によって、かねてより沿岸漁業者及び関係者からその栽培漁業化が強く要望されてきた。

このため、県では、これまで実施してきた試験研究の結果から、栽培漁業の段階に至ったものと判断し、昭和60年度に、ヒラメ栽培漁業計画に関する基本的な事項である「ヒラメの資源増大目標」、「施設の規模」などについての基本的な構想をまとめた。

翌昭和61年度には、県をはじめ、沿海の市町村・漁業協同組合・関係業種別組合、そして県漁業協同組合連合会などの系統団体の代表者で構成される「青森県ヒラメ栽培漁業協議会」を組織し、この協議会の中で、既に作成していた「基本構想」を更に検討し、全沿海市町村・漁業協同組合・漁業系統団体の賛同を得て計画の成案を作りあげた。

そして、昭和62年4月に、「社団法人青森県栽培漁業振興協会」が、県、全沿海市町村・漁協、系統団体の関係団体（合計90団体）によって組織され、ヒラメ栽培漁業の推進にあたっては、関係者が総ぐるみとなって実施していくこととしている。

## 3. ヒラメ栽培漁業計画の骨子

このようにして作成された計画について説明をする。

まず、第一点として、ヒラメ増大計画の目標を、過去の最高の漁獲量である1,500 tとし、段階的に増やして行くこととしているが、当面は、昭和73年度までに、1,175 tを目標（現状850 t + 放流による増175 t + 漁場管理による増150 t）に栽培漁業化を進めることにしている。

このため、昭和65年度から毎年200万尾の稚魚（全長5 cm）の放流を行うこととしている。

第二点として、この稚魚を放流するために必要な飼育施設は、昭和62年度から65年度までの間で整備するが、これらの施設の建設費は、国・県のほか、一部を全沿海市町村・漁協にも負担してもらう

こととしている。

飼育系列は、1.5cmサイズの稚魚を生産する種苗生産施設を、太平洋側の階上町に設置されている「青森県栽培漁業センター」の隣接地に設け、ここで750万尾生産し、その後3cmサイズまでは、陸上施設で中間育成を行い、さらに5cmサイズまでは海に慣らしてから放流するために、海中の中間育成場で飼育することとしている。

なお、陸上の中間育成施設は、鰺ヶ沢町と脇野沢村に設置し、海中の中間育成場については、全県下の沿岸域に放流するところから、稚魚飼育漁場の適性のほかに地理的条件をも考慮し、日本海地区にある十三湖の前潟と、陸奥湾内の静穏海域である芦崎湾を利用することとした。

以上の施設で生産された5cmサイズの稚魚200万尾を、津軽海峡・太平洋海域に70万尾、陸奥湾海域には55万尾、そして日本海海域には75万尾をそれぞれ放流することとしている。

第三点として、施設の管理運営は、関係者が一体となって実施するということから、県・全沿海市町村および漁業団体で構成する社団法人・青森県栽培漁業振興協会が行うこととなった。

同協会の運営費（年間約1億1千5百万円）については、県・全沿海市町村及び漁業団体がそれぞれ3分の1ずつを負担して、8億円の基金を造成し、その利息をあてるほか、現在、サケの増殖で行われている方法と同様に、ヒラメについても、採捕漁業者から、水揚げ高から一定の比率で受益者負担金を拠出してもらい、これをあてることとしている。

第四点として、種苗放流の効果を上げるために、放流した稚魚から漁獲サイズに至るまでの減耗を極力おさえるため、資源管理の徹底を図る必要がある。このため、現在、県内を4ブロックに分け、漁獲実態調査及び現状の評価と問題点の抽出等を行っており、昭和65年度までにブロックごとに経済性、資源保護等を加味して資源管理方策（たとえば全長30cm以下のヒラメは採捕しない等）の検討を行い、可能なものから実行することとしている。

## [質疑応答]

池原（日本水研） 30cm以下のヒラメは漁獲しないことであるが、小型のヒラメが漁獲された場合行政指導、買い上げ、罰則など具体的な対応はどのようにになっているか。

工藤 現在県内を4ブロックに分け検討中であるが、日本海側は25cm以下は再放流をしているので問題は少ないと思われる。太平洋側では小型底曳網等で小型魚が多く漁獲されてしまうので、今後の課題である。いずれにしろ関係者が総ぐるみでヒラメの栽培漁業化に取り組んでいるのでみんなで納得できるように決めたい。

橋場（石川水試） 30cm以上を漁獲の対象にするということだが、大きなヒラメはかなりの移動の事例（他県まで）があり高率再捕は期待できないのではないか。

上原子（青森水試） これまでの標識放流の事例では3歳位になると他県（秋田、山形、新潟、北海道）へ移動するものも見られるが、ほとんどのものは本県内にとどまると考えている。

丸山（京都栽セ） 青森県における海中中間育成の具体的方法は。

工藤 小割生け簀を用い、給餌しながら飼育する。